
EL03. 輸出畜産物検査申請

業務コード	業務名
EMC	輸出畜産物検査申請

1. 業務概要

「輸出畜産物検査申請事項登録」業務終了後、動物検疫所に対して輸出畜産物検査申請を行う業務である。動物検疫所が申請を受付ける（輸出畜産物検査申請取り出し業務にて申請を取り出す）のは動物検疫所の執務時間内に限られる。

2. 入力者

全利用者（税関、厚生労働省（食品）、動物検疫所、植物防疫所、厚生局等、輸出証明書等発給機関は除く）

3. 制限事項

特になし。

4. 入力条件

(1) 入力者チェック

システムに登録されている利用者であること。

(2) 入力項目チェック

(A) 単項目チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

(B) 項目間関連チェック

なし

(3) システム状態チェック

本業務を行う場合は、動物検疫関連業務が手続き可能な状態であること。

(4) DB関連チェック

(A) 利用者

①「ユーザ情報DB」に登録されている利用者であること。

②全利用者（税関、厚生労働省（食品）、動物検疫所、植物防疫所、厚生局等、輸出証明書等発給機関は除く）であること。

③輸出畜産物検査申請事項登録を行った利用者と同じであること。

(B) 申請番号

①「輸出畜産物検査申請DB」に登録されていること。

②無効でないこと。

③取止めされていないこと。

④変更承認されていないこと。

⑤申請事項登録されていること。

⑥申請されていないこと。

5. 処理内容

(1) 入力チェック処理

前述の入力条件に合致するかチェックし、合致した場合は正常終了とし、処理結果コードに「00000-00000-00000」を設定の上、以降の処理を行う。

合致しなかった場合はエラーとし、処理結果コードに「00000-00000-00000」以外のコードを設定の上、処理結果通知の出力を行う。（エラー内容については「処理結果コード一覧」を参照。）

(2) 処理単位

申請番号単位で処理を行う。

(3) 輸出畜産物検査申請DB更新処理

輸出畜産物検査申請を行った日時及び処理結果を、「輸出畜産物検査申請DB」に更新する。

(4) 輸出畜産物検査申請情報出力処理

輸出畜産物検査申請情報を利用者に出力する。

(5) 出力情報出力処理

後述の出力情報出力処理を行う。出力項目については「出力項目表」を参照。

6. 出力情報

情報名	出力条件	出力先
処理結果通知	なし	入力者
輸出畜産物検査申請情報	なし	入力者

7. 特記事項

特になし。